

第四十号議案

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例
 江戸川区自転車駐車場条例（平成十一年十二月江戸川区条例第四十九号）の
 一部を次のように改正する。

第一条中「区民」を「江戸川区民」に改める。

第八条第八号中「定める」を「掲げる」に改める。

第十条中「区」を「江戸川区」に改める。

第十条の二第一項第四号中「その他」を「前三号に掲げるもののほか、」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四条、第四条の二関係）

原動機付自転車		自転車		種別		使用料	
		定期使用	当日使用	定期使用	当日使用	定期使用	当日使用
学生	一般	一箇月につき	一日につき	三箇月につき	一箇月につき	一日につき	一〇〇円
							学生
学生	一般	一日につき	三箇月につき	学生	一般	一日につき	一、〇五〇円
三、一五〇円	三、七七〇円	二一〇円	二、八三〇円	五、一三〇円	一、〇五〇円	一、八八〇円	一〇〇円

自動二輪車	当日使用	三箇月につき	
		学生	一般
	一日につき	八、三八〇円	一〇、二七〇円
		三二〇円	

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第二の規定は、施行日以後に使用する者から適用し、同日前に使用する者及び同日前に既に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、使用料の額を改めるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。